

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 4 月 1 日

小諸市長 小 泉 俊 博

## 記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
大里地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 3 月 29 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
経営体  
個人            3 3 経営体  
法人            1 経営体
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手が不足している
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方
  - ・南斜面の日当りの良い農村環境
  - ・水稻、ブロッコリー等の野菜栽培の推進
  - ・マンズワイン等による 6 次産業化の推進
  - ・農地中間管理事業を活用した圃場整備による農地の集約化
  - ・大規模な担い手の法人化及び集落営農等への支援

以上